

平成 30 年 9 月
浜田市議会定例会議案

平成 30 年 8 月 30 日

平成 30 年 9 月浜田市議会定例会付議事件

議 案

- 認定第 1 号 平成 29 年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成 29 年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 平成 29 年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 平成 29 年度浜田市公設水産物仲買売場特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 平成 29 年度浜田市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 平成 29 年度浜田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 平成 29 年度浜田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 平成 29 年度浜田市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9 号 平成 29 年度浜田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 10 号 平成 29 年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 11 号 平成 29 年度浜田市水道事業会計決算認定について
- 認定第 12 号 平成 29 年度浜田市工業用水道事業会計決算認定について
- 議案第 54 号 浜田市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議案第 55 号 浜田市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 56 号 浜田市立図書館条例の一部を改正する条例について
- 議案第 57 号 ラ・ペアーレ浜田条例の一部を改正する条例について
- 議案第 58 号 市道路線の廃止について（波佐 54 号線）
- 議案第 59 号 市道路線の認定について（国府 255 号線外）
- 議案第 60 号 平成 30 年度浜田市一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 61 号 平成 30 年度浜田市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 62 号 平成 30 年度浜田市公設水産物仲買売場特別会計補正予算（第 1 号）

- 議案第 63 号 平成 30 年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 同意第 2 号 浜田市教育委員会委員の任命について
- 同意第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報 告

- 報告第 11 号 専決処分の報告について（平成 29 年災害栃下川河川災害復旧工事の変更契約）
- 報告第 12 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
- 報告第 13 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
- 報告第 14 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
- 報告第 15 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
- 報告第 16 号 公益財団法人ふるさと弥栄振興公社の経営状況の報告について
- 報告第 17 号 有限会社ゆうひパーク三隅の経営状況の報告について
- 報告第 18 号 浜田市土地開発公社の経営状況の報告について
- 報告第 19 号 公益財団法人浜田市教育文化振興事業団の経営状況の報告について
- 報告第 20 号 平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

認定第 1 号

平成 29 年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度浜田市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 2 号

平成 29 年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 3 号

平成 29 年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 4 号

平成 29 年度浜田市公設水産物仲買売場特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度浜田市公設水産物仲買売場特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 5 号

平成 29 年度浜田市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度浜田市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 6 号

平成 29 年度浜田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度浜田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 7 号

平成 29 年度浜田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度浜田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 8 号

平成 29 年度浜田市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度浜田市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 9 号

平成 29 年度浜田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度浜田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 10 号

平成 29 年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 11 号

平成 29 年度浜田市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、平成 29 年度浜田市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 12 号

平成 29 年度浜田市工業用水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、平成 29 年度浜田市工業用水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

議案第 54 号

浜田市行政組織条例の一部を改正する条例について

浜田市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市行政組織条例の一部を改正する条例

浜田市行政組織条例（平成 17 年浜田市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表総務部の項中第 11 号を削り、第 12 号を第 11 号とし、同表財務部の項第 2 号中「及び国民健康保険料」を削り、同項に次の 2 号を加える。

(3) 経理及び契約に関すること。

(4) 入札に関すること。

附 則

この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 55 号

浜田市税条例の一部を改正する条例について

浜田市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市税条例の一部を改正する条例

浜田市税条例（平成 17 年浜田市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 142 条第 3 号を次のように改める。

(3) 入湯料金が 1,000 円以下(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)で宿泊を伴わないで入湯する者

第 142 条に次の 1 号及び 1 項を加える。

(4) 修学旅行、体育大会その他の学校教育上の行事に伴い入湯する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒及び学生（次項において「児童等」という。）並びにこれらを引率する教職員

2 前項第 4 号の規定は、当該児童等を引率する教職員が、入湯する鉱泉浴場の特別徴収義務者に対し、市長が定めた申出書により、当該児童等及びその教職員が同号の規定に該当する者である旨を申し出た場合に限り適用する。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 56 号

浜田市立図書館条例の一部を改正する条例について

浜田市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市立図書館条例の一部を改正する条例

浜田市立図書館条例（平成 25 年浜田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条を削り、第 13 条を第 12 条とし、第 14 条から第 17 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

別表第 3 を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 57 号

ラ・ペアーレ浜田条例の一部を改正する条例について

ラ・ペアーレ浜田条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

ラ・ペアーレ浜田条例の一部を改正する条例

ラ・ペアーレ浜田条例（平成 21 年浜田市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「ラ・ペアーレの管理は」を「教育委員会は、ラ・ペアーレの管理を」に、「市長」を「教育委員会」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

ラ・ペアーレの管理は、浜田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

第 5 条ただし書、第 6 条ただし書、第 10 条第 1 項及び第 11 条中「市長」を「教育委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、ラ・ペアーレ浜田に関し浜田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 73 号）の規定により市長がした指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、同条例の規定により浜田市教育委員会がした指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為とみなす。

3 施行日前に、この条例による改正前のラ・ペアーレ浜田条例の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、この条例による改正後のラ・ペアーレ浜田条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第 58 号

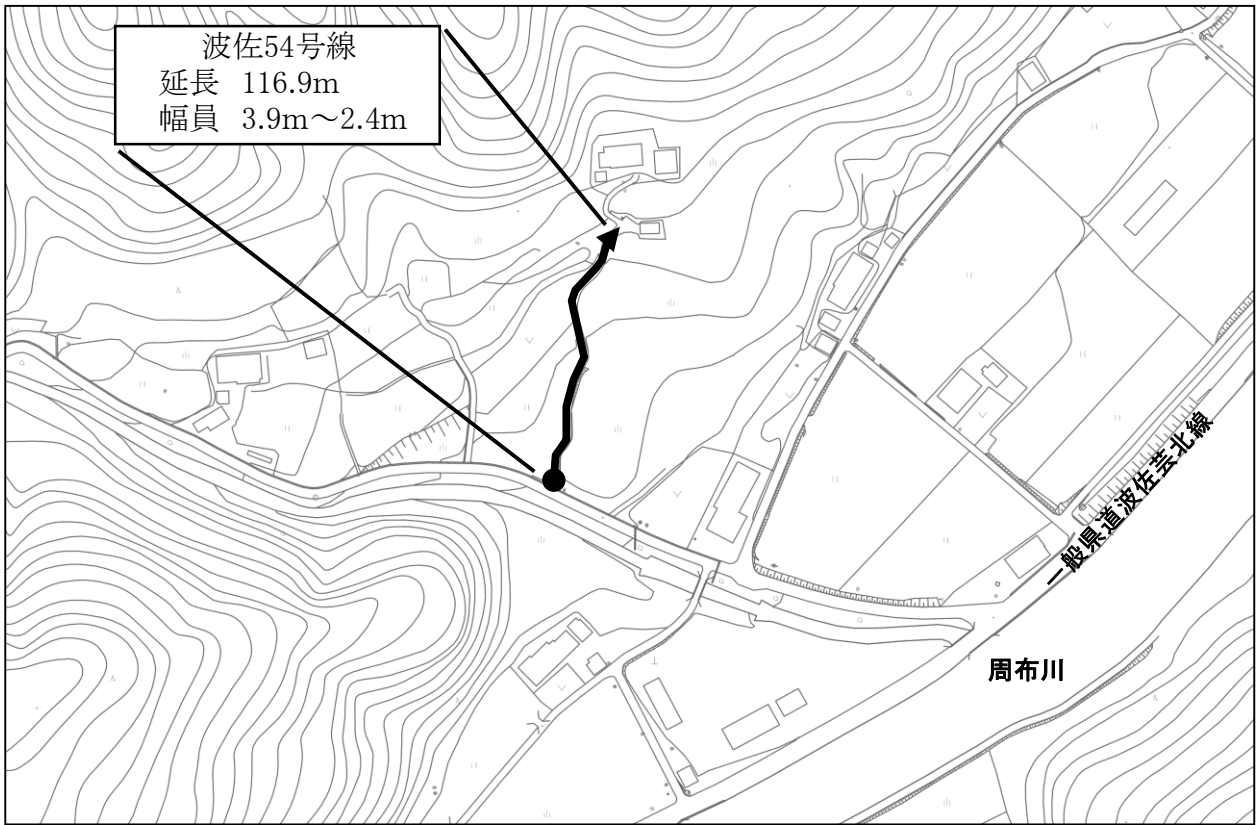
市道路線の廃止について

次のとおり市道の路線を廃止することについて、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

廃止



議案第 59 号

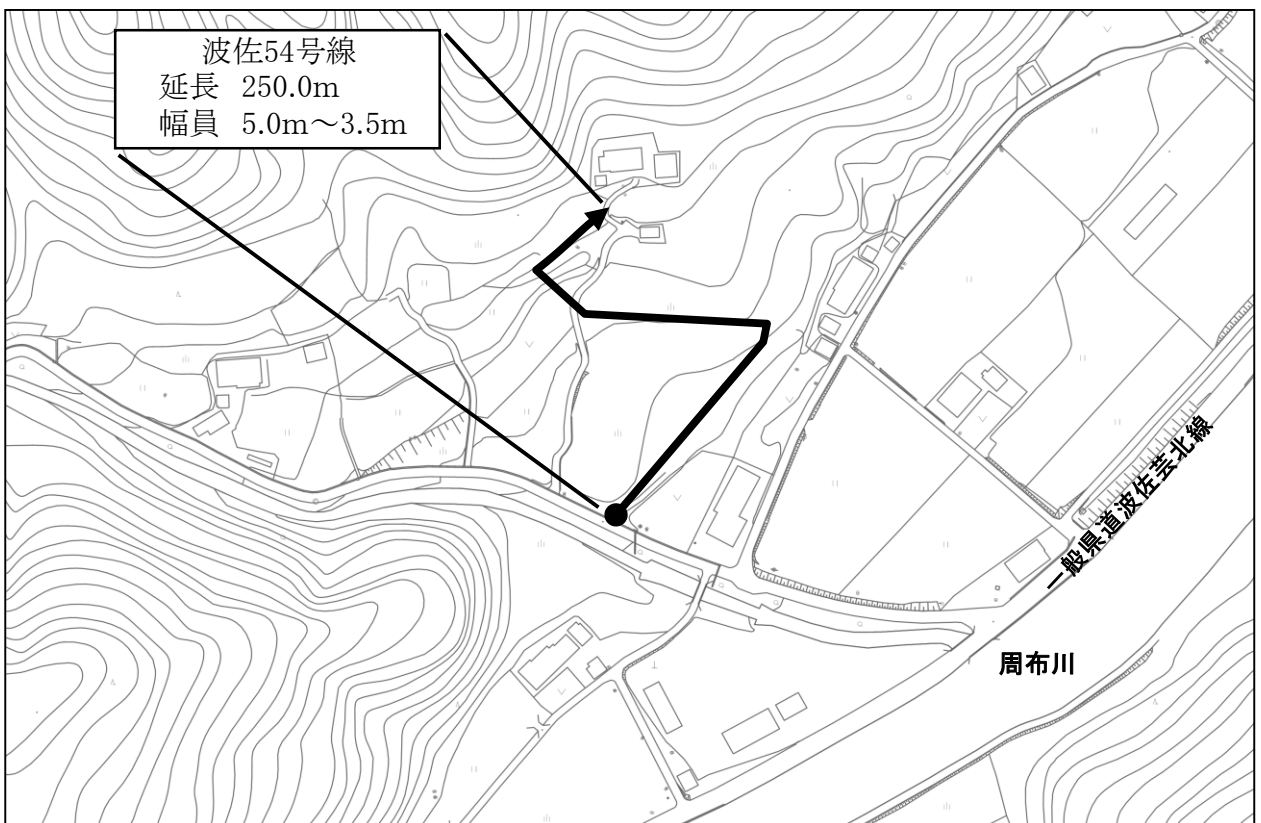
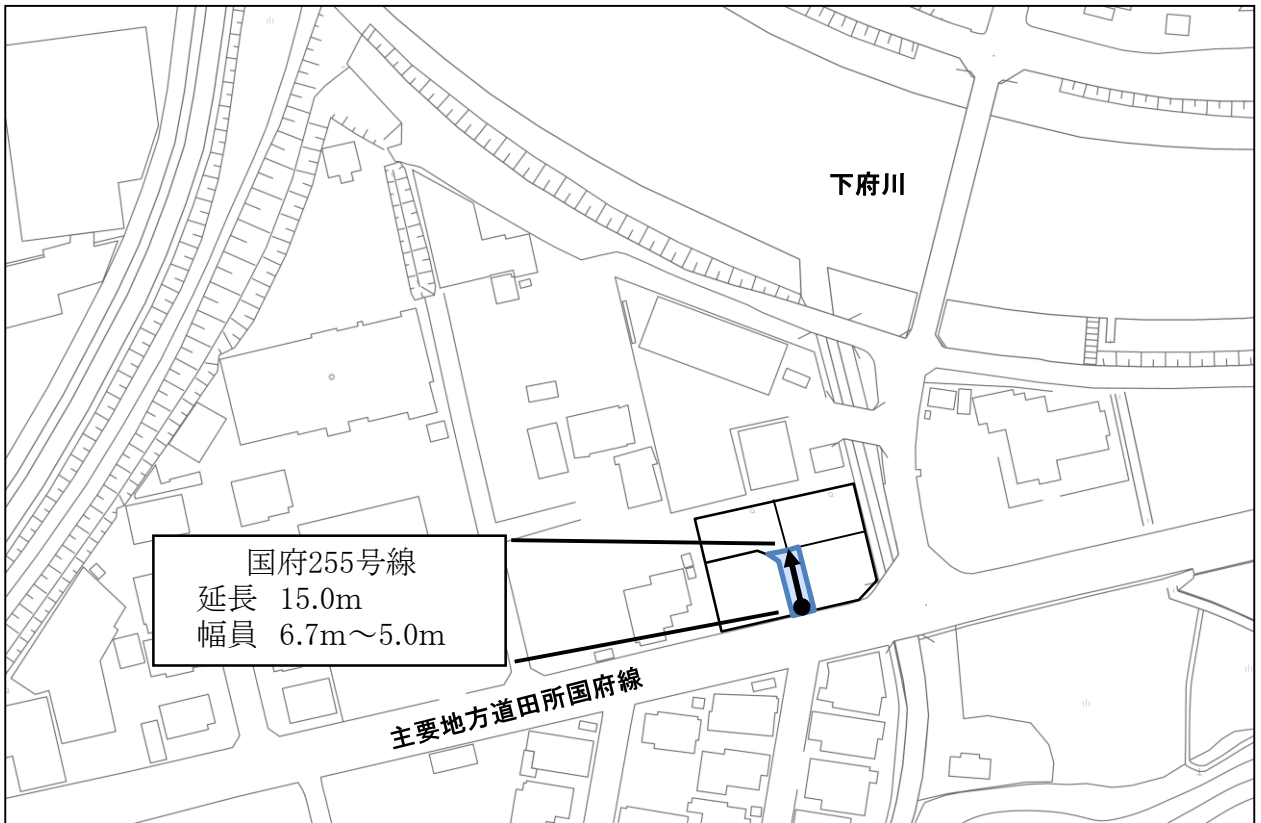
市道路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認 定



平成 3 0 年度

浜田市一般会計補正予算 (第 2 号)

平成 30 年度 浜田市一般会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年度浜田市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 325,621 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40,068,284 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9地方特例交付金		24,348	198	24,546
	1地方特例交付金	24,348	198	24,546
10地方交付税		11,550,000	514,056	12,064,056
	1地方交付税	11,550,000	514,056	12,064,056
12分担金及び負担金		448,584	714	449,298
	1分担金	56,324	714	57,038
14国庫支出金		4,945,298	85,895	4,859,403
	1国庫負担金	3,437,337	97,855	3,535,192
	2国庫補助金	1,497,159	183,750	1,313,409
15県支出金		4,164,504	77,709	4,242,213
	1県負担金	1,491,785	57,537	1,549,322
	2県補助金	2,549,145	20,172	2,569,317
16財産収入		193,476	22,439	215,915
	2財産売却収入	113,834	22,439	136,273
18繰入金		2,670,016	712,247	1,957,769
	1基金繰入金	2,670,016	712,247	1,957,769
19繰越金		1	458,573	458,574
	1繰越金	1	458,573	458,574
20諸収入		1,002,083	57,577	1,059,660
	5雑収入	581,701	57,577	639,278
21市債		4,274,700	7,503	4,267,197
	1市債	4,274,700	7,503	4,267,197
歳入合計		39,742,663	325,621	40,068,284

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,849,927	399,049	5,248,976
	1 総務管理費	4,269,120	386,823	4,655,943
	2 徴税費	309,473	2,722	312,195
	3 戸籍住民基本台帳費	168,646	9,504	178,150
3 民生費		11,009,759	3,597	11,013,356
	1 社会福祉費	6,236,845	3,597	6,240,442
6 農林水産業費		4,647,403	△ 278,490	4,368,913
	2 林業費	258,579	7,410	265,989
	3 水産業費	1,233,574	△ 285,900	947,674
7 商工費		950,472	29,543	980,015
	1 商工費	950,472	29,543	980,015
8 土木費		3,146,574	26,500	3,173,074
	2 道路橋梁費	1,547,658	26,500	1,574,158
9 消防費		1,316,029	2,284	1,318,313
	1 消防費	1,316,029	2,284	1,318,313
10 教育費		2,984,957	63,198	3,048,155
	1 教育総務費	813,577	0	813,577
	4 幼稚園費	197,252	48,335	245,587
	5 社会教育費	994,149	14,863	1,009,012
	6 保健体育費	621,369	0	621,369
11 災害復旧費		1,059,085	24,726	1,083,811
	1 農林水産業施設災害復旧費	341,023	24,726	365,749
12 公債費		5,700,422	55,214	5,755,636
	1 公債費	5,700,422	55,214	5,755,636
歳出合計		39,742,663	325,621	40,068,284

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
06 農林水産業費	03 水産業費	高度衛生管理型荷捌所整備事業	182,011

第 3 表 債務負担行為補正

(変更)

事項	補正前 限度額	補正後 限度額
高度衛生管理型荷捌所整備事業	1,129,866	1,820,172

第 4 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前 限度額	補正後 限度額
C A T V 整備事業	2,200	7,100
社会福祉施設整備事業	60,200	63,600
林道整備事業	35,900	37,900
林地崩壊防止事業	14,600	17,400
漁港施設整備事業	387,000	291,700
道路橋梁整備事業	856,500	883,000
災害復旧事業	424,600	435,300
臨時財政対策債	1,000,000	1,037,497

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金	24,348	198	24,546
10 地方交付税	11,550,000	514,056	12,064,056
12 分担金及び負担金	448,584	714	449,298
14 国庫支出金	4,945,298	85,895	4,859,403
15 県支出金	4,164,504	77,709	4,242,213
16 財産収入	193,476	22,439	215,915
18 繰入金	2,670,016	712,247	1,957,769
19 繰越金	1	458,573	458,574
20 諸収入	1,002,083	57,577	1,059,660
21 市債	4,274,700	7,503	4,267,197
歳入合計	39,742,663	325,621	40,068,284

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
2総務費	4,849,927	399,049	5,248,976	6,850	4,900	1,447	385,852	
3民生費	11,009,759	3,597	11,013,356		3,400		197	
6農林水産業費	4,647,403	278,490	4,368,913	188,900	90,500	714	196	
7商工費	950,472	29,543	980,015	1,505		1,000	27,038	
8土木費	3,146,574	26,500	3,173,074		26,500			
9消防費	1,316,029	2,284	1,318,313				2,284	
10教育費	2,984,957	63,198	3,048,155	32,072		41,375	10,249	
11災害復旧費	1,059,085	24,726	1,083,811	15,600	10,700		1,574	
12公債費	5,700,422	55,214	5,755,636				55,214	
歳出合計	39,742,663	325,621	40,068,284	132,873	45,000	44,536	458,958	

2 歳 入

9 地方特例交付金 (1 地方特例交付金)

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
9 地方特例交付金	24,348	198	24,546
1 地方特例交付金	24,348	198	24,546
1 地方特例交付金	24,348	198	24,546
10 地方交付税	11,550,000	514,056	12,064,056
1 地方交付税	11,550,000	514,056	12,064,056
1 地方交付税	11,550,000	514,056	12,064,056
12 分担金及び負担金	448,584	714	449,298
1 分担金	56,324	714	57,038
2 農林水産業費分担金	46,383	714	47,097
14 国庫支出金	4,945,298	85,895	4,859,403
1 国庫負担金	3,437,337	97,855	3,535,192
1 民生費国庫負担金	3,100,152	80,593	3,180,745
3 教育費国庫負担金	34,343	17,262	51,605
2 国庫補助金	1,497,159	183,750	1,313,409
1 総務費国庫補助金	43,787	6,850	50,637
4 農林水産業費国庫補助金	705,000	190,600	514,400
15 県支出金	4,164,504	77,709	4,242,213
1 県負担金	1,491,785	57,537	1,549,322
1 民生費県負担金	1,368,906	40,296	1,409,202

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	地方特例交付金	198	地方特例交付金 198
1	地方交付税	514,056	普通交付税 514,056
2	林業費分担金	714	林地崩壊防止事業分担金 714
2	児童福祉費負担金	80,593	教育・保育施設型給付費（過年度分） 80,593
1	幼稚園費負担金	17,262	教育・保育施設型給付費 16,396 教育・保育施設型給付費（過年度分） 866
2	戸籍住民基本台帳費補助金	6,850	社会保障・税番号制度システム整備事業費 6,850
2	水産業費補助金	190,600	水産流通基盤整備事業費 190,600

15 県支出金（ 1 県負担金）

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
4 教育費県負担金	32,913	17,241	50,154
2 県補助金	2,549,145	20,172	2,569,317
3 衛生費県補助金	55,271	701	55,972
4 農林水産業費県補助金	2,015,260	1,700	2,016,960
5 商工費県補助金	8,294	1,505	9,799
7 教育費県補助金	21,239	666	21,905
8 災害復旧費県補助金	162,375	15,600	177,975
16 財産収入	193,476	22,439	215,915
2 財産売払収入	113,834	22,439	136,273
3 出資金配分金収入	0	22,439	22,439
18 繰入金	2,670,016	712,247	1,957,769
1 基金繰入金	2,670,016	712,247	1,957,769
1 財政調整基金繰入金	796,505	752,877	43,628
6 地域振興基金繰入金	369,063	4,960	374,023
7 ふるさと応援基金繰入金	551,154	31,673	582,827

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
2	児童福祉費負担金	40,296	教育・保育施設型給付費（過年度分）	40,296
1	幼稚園費負担金	17,241	教育・保育施設型給付費 教育・保育施設型給付費（過年度分）	15,010 2,231
1	保健衛生費補助金	701	乳幼児医療費（過年度分）	701
2	林業費補助金	1,700	林地崩壊防止事業費	1,700
1	商工費補助金	1,505	観光基盤整備事業費	1,505
2	社会教育費補助金	666	教育魅力化推進事業交付金	666
1	農林水産業施設災害復旧費補助金	15,600	30年林業施設災害復旧費	15,600
1	出資金配分金収入	22,439	石央マリン開発株式会社出資金返還金	22,439
1	財政調整基金繰入金	752,877	財政調整基金繰入金	752,877
1	地域振興基金繰入金	4,960	地域振興基金繰入金	4,960
1	ふるさと応援基金繰入金	31,673	ふるさと応援基金繰入金	31,673

18 繰 入 金 (1 基金繰入金)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
項			
目			
14 浜田城に関する資料館及び城山整備基金繰入金	12,000	3,997	15,997
19 繰 越 金	1	458,573	458,574
1 繰 越 金	1	458,573	458,574
1 繰 越 金	1	458,573	458,574
20 諸 収 入	1,002,083	57,577	1,059,660
5 雑 入	581,701	57,577	639,278
2 雑 入	581,699	57,577	639,276
21 市 債	4,274,700	7,503	4,267,197
1 市 債	4,274,700	7,503	4,267,197
1 総 務 債	254,000	4,900	258,900
2 民 生 債	98,000	3,400	101,400
4 農林水産業債	550,800	90,500	460,300
6 土 木 債	996,800	26,500	1,023,300
9 災害復旧債	424,600	10,700	435,300

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
1	浜田城に関する資料館及び城山整備基金繰入金	3,997	浜田城に関する資料館及び城山整備基金繰入金	3,997
1	前年度繰越金	458,573	前年度繰越金	458,573
7	総務費雑入	2,447	電柱移転補償費 協働のまちづくり事業助成金	447 2,000
8	民生費雑入	45,475	後期高齢者医療療養給付費負担金返還金	45,475
13	土木費雑入	8,910	建設雑入	8,910
15	教育費雑入	745	社会教育施設移転補償費	745
1	総務管理債	4,900	C A T V整備事業費	4,900
1	社会福祉債	3,400	福祉施設整備事業費	3,400
2	林業債	4,800	県営林道整備事業負担金 林地崩壊防止事業費	2,000 2,800
3	水産業債	95,300	漁港施設整備事業費	95,300
1	道路橋梁債	26,500	道路橋梁整備事業費	26,500
1	農林水産業施設災害復旧債	10,700	現年林業施設災害復旧費	10,700

21 市 債 (1 市 債)

款			
項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
目			
10 臨時財政対策債	1,000,000	37,497	1,037,497
歳 入 合 計	39,742,663	325,621	40,068,284

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	臨時財政対策債	37,497	臨時財政対策債 37,497

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	4,849,927	399,049	5,248,976	6,850	4,900	1,447	385,852
1 総務管理費	4,269,120	386,823	4,655,943		4,900	1,447	380,476
6 財産管理費	409,037	230,000	639,037				230,000
7 企 画 費	1,861,784	5,462	1,867,246		4,900	1,447	885
15 防災諸費	145,247	8,651	153,898				8,651
17 諸 費	47,549	142,710	190,259				142,710

2 総務費（1 総務管理費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
25 積立金		230,000	1 財政調整基金積立金 230,000
15 工事請負費		5,462	1 三隅C A T V機器整備事業 5,462
3 職員手当等		3,645	1 水防隊連絡体制確保事業 313
9 旅費		3,194	2 平成30年7月豪雨被災地支援事業 8,338
11 需用費		1,418	
12 役務費		90	
14 使用料及び賃借料		304	
23 償還金利子及び割引料		142,710	1 国県補助金等精算返還金 142,710

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 徴 税 費	309,473	2,722	312,195				2,722
1 税務総務費	208,809	2,722	211,531				2,722

2 総務費（2 徴税費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
13 委託料		2,722	1 地方税共通納税システム対応事業 2,722

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 戸籍住民基本 台帳費	168,646	9,504	178,150	6,850			2,654
1 戸籍住民基本 台帳費	168,646	9,504	178,150	6,850			2,654

2 総務費（3 戸籍住民基本台帳費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
13 委託料		9,504	1 戸籍事務電算化事業 540 2 住民基本台帳等旧姓併記対応事業 8,964

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	11,009,759	3,597	11,013,356		3,400		197
1 社会福祉費	6,236,845	3,597	6,240,442		3,400		197
4 老人福祉費	1,861,805	3,597	1,865,402		3,400		197

3 民生費（1 社会福祉費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
15	工事請負費	3,597	1 総合福祉センター施設整備事業 3,597

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	4,647,403	278,490	4,368,913	188,900	90,500	714	196
2 林 業 費	258,579	7,410	265,989	1,700	4,800	714	196
3 林道新設費	45,375	2,055	47,430		2,000		55
5 林地崩壊防止 事業費	34,057	5,355	39,412	1,700	2,800	714	141

6 農林水産業費（ 2 林 業 費）

（単位：千円）

節		金額	説	明
区	分			
19	負担金補助及び交付金	2,055	1 県事業負担金（林道）	2,055
11	需用費	155	1 林地崩壊防止事業	5,355
13	委託料	800		
15	工事請負費	4,400		

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 水産業費	1,233,574	285,900	947,674	190,600	95,300		
2 水産業振興費	1,099,907	285,900	814,007	190,600	95,300		

6 農林水産業費（3 水産業費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
13	委託料	2,100	1 高度衛生管理型荷捌所整備事業 285,900
15	工事請負費	288,000	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 商 工 費	950,472	29,543	980,015	1,505		1,000	27,038
1 商 工 費	950,472	29,543	980,015	1,505		1,000	27,038
3 観 光 費	251,773	29,543	281,316	1,505		1,000	27,038

7 商 工 費 (1 商 工 費)

(単 位 : 千 円)

節		金 額	説 明
区 分			
11 需用費	376		1 北前船寄港地活用推進事業 6,543
13 委託料	1,121		2 美又温泉国民保養センター再整備事業 23,000
15 工事請負費	23,672		
18 備品購入費	3,874		
19 負担金補助及び交付金	500		

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	3,146,574	26,500	3,173,074		26,500		
2 道路橋梁費	1,547,658	26,500	1,574,158		26,500		
3 道路新設改良費	1,129,647	26,500	1,156,147		26,500		

8 土 木 費 (2 道路橋梁費)

(単 位 : 千 円)

節		金 額	説 明
区 分			
11 需用費	512	1 七条2 2 号線道路改良事業	26,500
13 委託料	9,000		
15 工事請負費	7,978		
22 補償補填及び賠償金	9,000		
27 公課費	10		

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9 消 防 費	1,316,029	2,284	1,318,313				2,284
1 消 防 費	1,316,029	2,284	1,318,313				2,284
1 常備消防費	1,130,679	2,284	1,132,963				2,284

9 消 防 費 (1 消 防 費)

(単 位 : 千 円)

節		金額	説明
区	分		
13	委託料	63	1 常備消防事務運営費 2,284
18	備品購入費	2,221	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教 育 費	2,984,957	63,198	3,048,155	32,072		41,375	10,249
1 教育総務費	813,577	0	813,577			21,673	21,673
2 事務局費	669,248	0	669,248			11,673	11,673
3 教育研究指導費	140,541	0	140,541			10,000	10,000

10 教育費（ 1 教育総務費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 幼稚園費	197,252	48,335	245,587	31,406			16,929
1 幼稚園費	197,252	48,335	245,587	31,406			16,929

10 教育費（4 幼稚園費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
20	扶助費	48,335	1 私立幼稚園保育事業 48,335

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 社会教育費	994,149	14,863	1,009,012	666		14,702	505
2 公民館費	336,094	745	336,839			745	
5 生涯学習推進費	29,075	1,332	30,407	666			666
6 文化費	170,033	12,786	182,819			8,957	3,829
8 青少年指導育成費	12,893	0	12,893			5,000	5,000

10 教 育 費 (5 社会教育費)

(単 位 : 千 円)

節		金 額	説 明
区 分			
15 工事請負費		745	1 公民館管理運営費 745
1 報酬		977	1 教育魅力化推進事業 1,332
4 共済費		154	
9 旅費		201	
11 需用費		10	1 浜田城に関する資料館及び城山整備基金積立金 3,829 2 浜田城・北前船関係展示案内施設整備事業 8,957
12 役務費		19	
13 委託料		8,712	
18 備品購入費		216	
25 積立金		3,829	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 保健体育費	621,369	0	621,369			5,000	5,000
3 体 育 費	16,905	0	16,905			5,000	5,000

10 教育費（6 保健体育費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11 災害復旧費	1,059,085	24,726	1,083,811	15,600	10,700		1,574
1 農林水産業施設災害復旧費	341,023	24,726	365,749	15,600	10,700		1,574
3 林業施設災害復旧費	185,707	24,726	210,433	15,600	10,700		1,574

11 災害復旧費 (1 農林水産業施設災害復旧費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
11	需用費	726	130年林業施設災害復旧費 24,726
15	工事請負費	24,000	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
12 公 債 費	5,700,422	55,214	5,755,636				55,214
1 公 債 費	5,700,422	55,214	5,755,636				55,214
1 元 金	5,293,096	103,568	5,396,664				103,568
2 利 子	407,247	48,354	358,893				48,354

12 公 債 費 (1 公 債 費)

(単 位 : 千 円)

節		金 額	説 明
区 分			
23 償還金利子及び割引料		103,568	1 長期債元金 103,568
23 償還金利子及び割引料		48,354	1 長期債利子 48,354

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職 員 数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期 末 手 当 年 間 支 給 率	地 域 手 当	寒 冷 地 手 当	そ の 他 の 手 当	計				
	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
補 正 後	長 等	7	22,866	26,400	7,971 3.15月分			7,469	64,706	10,178	74,884	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	24	102,360		30,900 3.15月分				133,260	38,506	171,766	
	そ の 他	2,591	596,039					11,104	607,143	70,828	677,971	時間外及び 管理職員特 別勤務手当
	計	2,622	721,265	26,400	38,871			18,573	805,109	119,512	924,621	
補 正 前	長 等	7	22,866	26,400	7,971 3.15月分			7,469	64,706	10,178	74,884	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	24	102,360		30,900 3.15月分				133,260	38,506	171,766	
	そ の 他	2,590	595,062					7,459	602,521	70,674	673,195	時間外及び 管理職員特 別勤務手当
	計	2,621	720,288	26,400	38,871			14,928	800,487	119,358	919,845	
比 較	長 等											
	議 員											
	そ の 他	1	977					3,645	4,622	154	4,776	
	計	1	977					3,645	4,622	154	4,776	

債 務 負 担 行 為 に 関 する 調 査 書

事 項	限 度 額	前年度未までの支出見込額		当該年度 支出見込額	明年度以降の支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額		期 間	金 額	特定財源	一般財源
[既決分]	千円 4,072,805		千円 516,484	千円 807,198		千円 2,749,123	千円 1,145,777	千円 1,603,346
高度衛生管理型荷捌所整備事業	690,306	平成31年度から			平成31年度まで	690,306	460,204	230,102
計	4,763,111		516,484	807,198		3,439,429	1,605,981	1,833,448

地方債に関する調書

区	分	前年度末 現在高見込額 千円	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 千円
			起債見込額 千円	償還見込額 千円	
公営住宅建設事業債	補正前の額	1,120,829		67,372	1,053,457
	補正後の額			103,568	△ 103,568
	補正後の額	1,120,829		170,940	949,889
災害復旧事業債	補正前の額	1,818,997	424,300	168,514	2,074,783
	補正後の額		10,700		10,700
一般単独事業債	補正前の額	1,818,997	435,000	168,514	2,085,483
	補正後の額	19,115,481	1,442,300	1,679,891	18,877,890
	補正後の額		9,900		9,900
過疎対策事業債	補正前の額	19,115,481	1,452,200	1,679,891	18,887,790
	補正後の額	15,809,832	1,380,400	1,701,526	15,488,706
	補正後の額		△ 65,600		△ 65,600
臨時財政対策債	補正前の額	15,809,832	1,314,800	1,701,526	15,423,106
	補正後の額	11,405,883	1,000,000	848,093	11,557,790
	補正後の額		37,497		37,497
計	補正前の額	11,405,883	1,037,497	848,093	11,595,287
	補正後の額	54,901,505	4,274,700	5,253,096	53,923,109
	補正後の額		△ 7,503	103,568	△ 111,071
	補正後の額	54,901,505	4,267,197	5,356,664	53,812,038

平成 30 年度

浜田市駐車場事業 特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 30 年度 浜田市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度浜田市の駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,896 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38,568 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4繰	越 金	1	2,896	2,897
	1繰 越 金	1	2,896	2,897
歳 入 合 計		35,672	2,896	38,568

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1駐 車 場 費		17,668	2,896	20,564
	1総 務 管 理 費	17,668	2,896	20,564
歳 出	合 計	35,672	2,896	38,568

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰越金	1	2,896	2,897
歳入合計	35,672	2,896	38,568

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
駐車場費	17,668	2,896	20,564				2,896
歳出合計	35,672	2,896	38,568	0	0	0	2,896

2 歳 入

4 繰 越 金 (1 繰 越 金)

款			
項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
目			
4 繰 越 金	1	2,896	2,897
1 繰 越 金	1	2,896	2,897
1 繰 越 金	1	2,896	2,897
歳 入 合 計	35,672	2,896	38,568

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	前年度繰越金	2,896	前年度繰越金 2,896

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 駐車場費	17,668	2,896	20,564				2,896
1 総務管理費	17,668	2,896	20,564				2,896
1 一般管理費	2,474	2,896	5,370				2,896

1 駐車場費 (1 総務管理費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
25	積立金	2,896	1 財政調整基金積立金 2,896

平成 30 年度

浜田市公設水産物仲買売場 特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 30 年度 浜田市公設水産物仲買売場特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度浜田市の公設水産物仲買売場特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,521 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,686 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3繰越金		1	2,521	2,522
	1繰越金	1	2,521	2,522
歳入合計		16,165	2,521	18,686

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1水産物仲買売場費		16,165	2,521	18,686
	1総務管理費	16,165	2,521	18,686
歳出合計		16,165	2,521	18,686

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰越金	1	2,521	2,522
歳入合計	16,165	2,521	18,686

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
水産物仲買売場費	16,165	2,521	18,686				2,521
歳出合計	16,165	2,521	18,686	0	0	0	2,521

2 歳 入

3 繰 越 金 (1 繰 越 金)

款			
項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
目			
3 繰 越 金	1	2,521	2,522
1 繰 越 金	1	2,521	2,522
1 繰 越 金	1	2,521	2,522
歳 入 合 計	16,165	2,521	18,686

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	前年度繰越金	2,521	前年度繰越金 2,521

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 水産物仲買売場費	16,165	2,521	18,686				2,521
1 総務管理費	16,165	2,521	18,686				2,521
1 一般管理費	59	2,521	2,580				2,521

1 水産物仲買売場費（ 1 総務管理費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
25	積立金	2,521	1 財政調整基金積立金 2,521

平成 30 年度

浜田市後期高齢者医療 特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 30 年度 浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度浜田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18,319 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 815,209 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4繰越金		1	17,544	17,545
	1繰越金	1	17,544	17,545
5諸収入		35,279	775	36,054
	2広域連合納付金	800	775	1,575
歳入合計		796,890	18,319	815,209

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2後期高齢者医療広域連合納 付金		738,641	17,544	756,185
	1後期高齢者医療広域連合負 担金	738,641	17,544	756,185
4諸 支 出 金		800	775	1,575
	1償還金及び還付加算金	800	775	1,575
歳 出 合 計		796,890	18,319	815,209

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰越金	1	17,544	17,545
5 諸収入	35,279	775	36,054
歳入合計	796,890	18,319	815,209

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2後期高齢者医療広 域連合納付金	738,641	17,544	756,185				17,544
4諸支出金	800	775	1,575			775	
歳出合計	796,890	18,319	815,209	0	0	775	17,544

2 歳 入

4 繰越金 (1 繰越金)

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
4 繰越金	1	17,544	17,545
1 繰越金	1	17,544	17,545
1 繰越金	1	17,544	17,545
5 諸収入	35,279	775	36,054
2 広域連合納付金	800	775	1,575
1 保険料還付金	780	775	1,555
歳入合計	796,890	18,319	815,209

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	繰越金	17,544	繰越金 17,544
1	保険料還付金	775	保険料還付金 775

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	738,641	17,544	756,185				17,544
1 後期高齢者医療 広域連合負担金	738,641	17,544	756,185				17,544
1 保険料等負担 金	738,641	17,544	756,185				17,544

2 後期高齢者医療広域連合納付金 (1 後期高齢者医療広域連合負担金)

(単位 : 千円)

節		金額	説明
区	分		
19	負担金補助及び交付金	17,544	1 保険料等負担金 17,544

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 諸支出金	800	775	1,575			775	
1 償還金及び還付加算金	800	775	1,575			775	
1 保険料還付金	780	775	1,555			775	

4 諸支出金 (1 償還金及び還付加算金)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
23	償還金利子及び割引料	775	1 保険料還付金 775

同意第 2 号

浜田市教育委員会委員の任命について

浜田市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

住 所	(省略)
職 業	無 職
氏 名	宇 津 豊
生年月日	(省略)

(参 考)

前任者 宇 津 豊 (平成 30 年 11 月 18 日まで)

任 期 4 年

根拠法 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 5 条第 1 項

同意第 3 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

平成 30 年 8 月 30 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

住 所	(省略)
職 業	僧 侶
氏 名	石 田 啓 真
生年月日	(省略)

(参 考) 前任者：石 田 啓 真 (平成 30 年 12 月 31 日まで)

住 所	(省略)
職 業	無 職
氏 名	村 井 勉
生年月日	(省略)

(参 考) 前任者：村 井 勉 (平成 30 年 12 月 31 日まで)

住 所	(省略)
職 業	無 職
氏 名	佐々木 千恵美
生年月日	(省略)

(参 考) 前任者：佐々木 千恵美 (平成 30 年 12 月 31 日まで)

住 所	(省略)
職 業	団体職員
氏 名	金 高 梅 子
生年月日	(省略)

(参 考) 前任者：金 高 梅 子 (平成 30 年 12 月 31 日まで)

住 所	(省略)
職 業	自営業
氏 名	山 本 富美恵
生年月日	(省略)

(参 考) 前任者：井 上 範 子 (平成 30 年 12 月 31 日まで)

(参 考)

任 期 3 年

根拠法 人権擁護委員法第 9 条